

現場従事者からの意見に対する札幌市の考え方

【幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	意見者	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
1	面積基準	東橋いちい 吉沢先生 (保育士)	乳児室や保育室は札幌市の面積基準で妥当と思う。	
2	食事の提供	そらいろ 中川先生 (幼稚園教諭)	1号認定の子どもにも自園調理という札幌市の基準案に賛成。現在、クラスを運営する中で、自園調理のものを食べてい子、外部委託のものを食べている子がいて、違和感を感じる。子どもたちの成長の為にも、同じものを食べる経験、保護者の味を味わう経験が必要と感じる。	1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断となりますが、食事を提供する場合、札幌市としては、自園調理を促進したいと考えており、この場合は、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事内容となります。しかしながら、幼稚園での調理室の設置は、園舎や敷地の空きスペースや設置費用の問題などから、食事の自園調理は困難な場合があることが想定されます。幼稚園を対象に実施した食事の提供に関するアンケート調査では、給食の外部搬入を認めない場合、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に影響があると回答された園が約7割となっております。
3	食事の提供	そらいろ 中居先生 (保育士)	3歳以上のクラスは1号認定の子どもと2号認定の子どもの食事が違う物になってしまうことは、同じクラスで生活する環境として子ども同士が違和感を感じてしまうので、できるだけ同じ食事を提供できる環境づくりが大切だと思う。実際に自分の働いている園で1号認定の子どもと2号認定の子ども同士が違う食事を食べていることをお互いにうらやましく思い合う場面があったり、どうして違う食事なのか疑問を持つ姿が見られている。保護者の中には、子ども同士が違う食事をとっていることに不満を持つ意見がある。	札幌市では、当該認定こども園の設置推進を図るため、既存の幼稚園から移行する場合には、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限って、食事の外部搬入を認めることを考えております。
4	食事の提供	東橋いちい 高瀬先生 (幼稚園教諭)	1号認定の子どもと2号認定の子どもが同じクラスに在籍する中で、2号認定の子どもについては、食事の提供が必須となり、昼食時は弁当の子どもと給食の子どもがいるという状況になると思う。このような状況は、集団生活の教育上の効果としては、食事の内容がそれぞれ違うことがあまり良い状況ではないのではないかと感じるが、その一方で、2号認定の家庭でも、園の状況や保護者の考え方によっては弁当持参を希望する方がいることを考えると、2号認定の子どもについても食事の提供は必須ではなく選択性であっても良いと考える。	国でも、2号認定及び3号認定の子どもに対して、保護者が希望する場合などの際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとするとしています。
5	設備	東橋いちい 吉沢先生 (保育士)	認定こども園化により、保育園児（0～2歳）に必要な屋外遊戯場の面積（2歳児1人につき3.3㎡以上）よりも、幼稚園の広い園庭を使用できることにメリットがあると思う。	

No.	対象事項	意見者	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
6	職員配置	東橋いちい 吉沢先生 (保育士)	<p>保育士の数が、0歳児3対1に対して1歳児では6対1になることについて、現場としてはこの基準を上げてほしいと思う。</p> <p>近年、1歳児の入所も多く、成長段階的にもこの年齢はまだまだ援助を多く必要としており、5対1くらいまで保育士の基準を上げてもらうことで、より質の良い保育を行えるのではないかと考える。</p>	<p>職員の配置については、国の子ども・子育て会議において、基準の引き上げについて意見が出されており、国では、公定価格の議論の中で基準を決定するとし、今後、当該基準に応じた公定価格が定められることとなります。</p> <p>このため、国が示す基準の上乗せを行った場合は、定められた公定価格で園を運営することが困難となるおそれがあること、また、現時点で国が基準を示しておらず、基準が示されてからでは、部会の意見を伺う時間がないことが見込まれことから、札幌市としては、国基準どおりとすることを考えております。</p>
7	職員配置	そらいろ 中川先生 (幼稚園教諭)	<p>基準の中で1学級の幼児数は35人以下とするとあるが、一人ひとりの子どもと向き合い保育するという面では、35人の子どもを1人担任で見るということは、実際に厳しい所があった。教諭の力量や経験年数も関係するとは思いますが、保護者から大切な子どもたちの命を預かるには、基準をもう少し考えて頂けたらと感じていた。</p> <p>1学級30人以下などの基準であれば、保育教諭も安心して保育に全うできるのではと感じる。</p> <p>現在、勤める幌北学園は、1学級30人以下なので、保育教諭も子ども達一人ひとりと向き合えていると思う。</p> <p>保育教諭の人数は、4・5歳児も助教諭がつくような基準があると、担任教諭も余裕を持って保育できると感じる。4・5歳児も、保育をする中で、助教諭が必要な場面が数多くあるのが現状だと思う。</p>	
8	職員配置	そらいろ 中居先生 (保育士)	<p>昨今の育児に関する問題や保護者支援、託児希望がより多くの家庭から強まってきている中で、保育内容の充実を図るためにも職員配置の人数を手厚くすることが求められてくると思う。</p> <p>認定こども園に多くの職員が集まり、自分の経験、様々な意見、育児に関する多くの知識を持ち寄り、育児に悩む保護者の受け入れ環境が増えることで、育児環境が良くなっていくのではないかと考える。</p> <p>職員の実質の仕事量と待遇面の改善も保育の充実につながっていくと思うので、その改善と共に、やはり職員を増やすことを現場としては求めている。</p>	

【地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	意見者	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
1	家庭的保育 (食事提供)	家庭的保育 小林ママ	家庭の台所での調理は衛生管理上、消毒・搬入・保管・保存食などそれに伴う道具や用具の用意等々、今まで以上に気を使わなければならない、保育ママの負担が大きく現実的ではない。保育に専念できなければ本末転倒と考える。	国は、保育に専念できる体制づくりについては、給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されることから、家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて、今後、公定価格の議論の中で検討していくとしています。 また、給食の質の確保については、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設等の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応も含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるとしています。
2	家庭的保育 (食事提供)	家庭的保育 小林ママ	自園調理に関わる補助者の加配を行うための予算を付けてもらったとしても、保育ママの負担が減るわけではない。例えば保育ママ（地域型保育）全体を統括できる立場の栄養士を一人置き、外部委託することは可能ではないのか。	現行の札幌市の保育所基準では、給食の外部委託を行う場合、受託業者に対し適切な指示・業務管理を行うため栄養士を配置するとしており、家庭的保育事業においても同様の理由により配置することとします。

現場従事者からの質問に対する札幌市の回答

【地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	質問者	質問の概要	質問に対する札幌市の回答
1	小規模保育 家庭的保育 (基準全般)	家庭的保育 小林ママ	現在、グループ型と居宅型の保育ママは同じ家庭的保育としているが、自宅で行うのと、場所を借りて行うのとでは抱える問題が違う。今後グループ型は小規模保育施設としての基準に近づけていくのか。	国の想定では、保育ママ1名の居宅型は家庭的保育事業、2人1組のグループ型は小規模保育事業C型に該当します。 ただし、現行の札幌市のグループ型保育ママは、保育士資格を有していることが要件となっているため、保育士割合が1/2以上のB型の基準を満たすこととなります。
2	家庭的保育 (食事提供)	家庭的保育 小林ママ	栄養士・管理栄養士を配置し、給食を外部委託する時の一定の要件とは何か。	現行の札幌市の保育所基準と同様に、調理は調理室内で行われること、栄養士が直接、委託業者への指示・確認を行うこと、児童の喫食や発育の状況を確認すること等が要件となります。

【施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準について】

No.	対象事項	質問者	質問の概要	質問に対する札幌市の回答
1	家庭的保育 (入所受入)	家庭的保育 小林ママ	保育ママは障がいを持っている子を受け入れていないが、実際には低年齢ではわからず、入室後しばらくしてから気になるケースが多い。その場合の方策や配置基準は考えられているのか。保育ママの努力だけなのか。	国は、利用の申し込みを受けたときの応諾義務の検討事項として、障がいを持っている児童等の特別な支援が必要な児童の状況と事業者の受け入れ能力・体制との関係等について慎重に整理した上で運用上の取扱いを示すとしています。